

電 気 需 給 契 約 書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）とダイヤモンドパワー株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間の電気の需給に関して、次のとおり契約（以下、添付の基本契約条件を含め、「本契約」という。）を締結する。

契約名義	
需要場所	
供給地点特定番号	
供給地点	(例) 需要場所内の東京電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）の電線路または引込線と甲の電気設備との接続点
需給地点	供給地点に同じ。
契約種別	
(例) 契約電流	(例) アンペア
供給電気方式、供給電圧および周波数	交流●相3線式標準電圧 ボルト、標準周波数50ヘルツ
料金	基本料金単価 円・月（税抜） 電力量料金単価（第1段階・最初の400キロワット時まで） 円／キロワット時（税抜） 電力量料金単価（第2段階・400キロワット時を超える） 円／キロワット時（税抜）
燃料費調整	添付の燃料費調整にもとづき、毎月変動するものとする。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづき、経済産業大臣が告示する納付金単価に相当する単価とする。
需給期間	平成 年 月 日（需給開始日）から平成 年 月 日 ただし、当該需給期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない限り、本契約は需給期間満了の翌日を始期として更に一年間、同一条件にて更新されるものとし、以後、同様とする。
お問合せ先	ダイヤモンドパワー株式会社（登録番号A0027） 営業グループ 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番3号 電話 03-6214-0908 FAX 03-6214-0915 受付時間：平日 8時45分～17時30分 （ただし、平日12時00分～13時00分は除く。）
その他	本契約書本文に記載のない事項については、添付の基本契約条件およびその他の添付書類に記載のとおりとする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：東京都中央区日本橋本石町三丁目2番3号
ダイヤモンドパワー株式会社
代表取締役社長 小津 慎治

基本契約条件

第1条（目的）

乙は、発電者等から電気を受電し、電気事業法上の小売電気事業者として、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、甲乙間で合意した需要場所における甲の電気の需要（乙以外の者から電気の供給を受けている需要を除く。）に応じて電気を甲に供給するものとする。

第2条（用語の定義）

本契約において使用される各用語は、次に定めるとおり定義され、または解釈されるものとする。ただし、次に定めがない場合は、一般送配電事業者の託送供給等約款の用語のとおり定義され、または解釈されるものとする。

- （1）託送供給等約款とは、一般送配電事業者が電気事業法の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款または経済産業大臣に届け出た託送供給等約款をいう。なお、託送供給等約款が変更された場合には、変更後の託送供給等約款をいうものとする。
- （2）需要者とは、一般送配電事業者の託送供給等約款にて規定される、乙が小売電気事業者として電気を供給する相手方となる者をいう。
- （3）低圧とは、標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいう。
- （4）供給地点とは、一般送配電事業者が甲乙間の電気の需給に係る電気を乙に接続供給する地点をいい、本契約本文記載の地点を意味する。
- （5）需給地点とは、甲乙間の電気の需給が行われる地点をいい、本契約本文記載の地点を意味する。
- （6）需要場所とは、本契約にもとづき乙から供給された電気を甲が使用する場所をいい、一般送配電事業者の託送供給等約款にて規定される需要場所を意味する。
- （7）契約電流とは、甲が各需要場所において本契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、一般送配電事業者の託送供給等約款にて規定される接続送電サービス契約電流の決定方法にもとづき定める値をいう。
- （8）契約容量とは、甲が各需要場所において本契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、一般送配電事業者の託送供給等約款にて規定される接続送電サービス契約容量の決定方法にもとづき定める値をいう。ただし、技術上、経済上特別な事情がある場合は、甲乙間で合意した値とする。
- （9）契約電力とは、甲が各需要場所において本契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、一般送配電事業者の託送供給等約款にて規定される接続送電サービス契約電力の決定方法にもとづき定める値をいう。ただし、技術上、経済上特別な事情がある場合は、甲乙間で合意した値とする。
- （10）最大需要電力等とは、供給地点において供給される電気の電力の最大値をいう。
- （11）電灯とは、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。
- （12）小型機器とは、主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいう。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除く。
- （13）動力とは、電灯および小型機器以外の電気機器をいう。
- （14）契約負荷設備とは、甲が各需要場所において本契約上使用できる負荷設備をいう。
- （15）契約主開閉器とは、甲が各需要場所において本契約上設定するしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、甲が使用する最大電流を制限するものをいう。
- （16）需給開始日とは、本契約を履行するために乙が一般送配電事業者と締結する接続供給契約の開始日をいい、当該日をもって甲乙間の需給期間の開始日とする。
- （17）使用電力量とは、甲が乙から供給を受けて使用した電力量をいい、供給地点における一般送配電事業者の計量器により計量された値にもとづき算定した電力量を意味する。
- （18）消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

(19) 給電指令とは、甲の電気の使用についてなされる一般送配電事業者からの指令をいう。

第3条 (法令等の遵守)

- 1 甲および乙は、本契約にもとづき電気の需給を行うにあたり、法令、電力広域的運営推進機関が定めるルール（以下「広域機関ルール」という。）、一般送配電事業者の託送供給等約款および本契約を遵守し、信義誠実の原則に従い本契約を履行するものとする。
- 2 法令、広域機関ルールまたは一般送配電事業者の託送供給等約款に改廃があり、これにより本契約の義務の履行または権利の行使が違法またはルール違反になった場合、当該法令、広域機関ルールまたは一般送配電事業者の託送供給等約款の改廃に準じて、本契約に必要な改変がなされたものとみなす。
- 3 法令、広域機関ルールまたは一般送配電事業者の託送供給等約款に改廃があった場合、本契約の義務の履行または権利の行使に支障が生じないときであっても、甲および乙は、すみやかに協議の上、その取扱いを決定することができる。
- 4 甲は、甲乙間で合意した需要場所における電気の需要者は甲であり、甲以外の第三者ではないことを表明保証する。

第4条 (単位および端数処理)

本契約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 契約電力、最大需要電力およびその他の電気の電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 使用電力量およびその他の電気の電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。ただし、消費税等相当額を加算して支払う場合は、消費税等が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てる。

第5条 (契約の成立等)

- 1 甲および乙は、需給開始日または本契約の変更日に先立ち、次の事項を協議のうえ定めるものとし、乙は、当該事項について甲乙間の協議により定めた内容にもとづき、一般送配電事業者に接続供給契約の申込みを行うものとする。なお、需給開始日または本契約の変更日は、乙と一般送配電事業者との協議により定められた接続供給契約の開始日または変更日とする。
 - (1) 契約名義、電気の使用用途、需要場所（供給地点特定番号を含む。）、供給地点および需給地点
 - (2) 供給地点における供給電気方式、供給電圧および周波数
 - (3) 需要場所における負荷設備、主開閉器および発電設備
 - (4) 契約電流、契約容量または契約電力
 - (5) 契約種別
 - (6) 需給期間
 - (7) 連絡体制
 - (8) その他一般送配電事業者への接続供給契約の申込みにおいて必要とされる事項
- 2 本契約は、本契約締結日に成立するものとする。

第6条 (甲の電気需給権)

甲は、需給期間中、契約電流、契約容量または契約電力の範囲内で、需給地点にて乙より電気の供給を受け、その電気を甲乙間で合意した需要場所において使用することができ、かつ、その範囲内で使用する義務を負う。

第7条 (乙の電気供給義務)

乙は、需給期間中、契約電流、契約容量または契約電力の範囲内で、甲が甲乙間で合意した需要場所において使用する電気を需給地点にて甲に供給する義務を負う。

第8条（計量）

- 1 甲および乙は、電気の需給の事実を、供給地点において一般送配電事業者により計量された値をもって確認する。なお、計量の方法、計量器の故障時の取扱いその他計量に関する事項については、一般送配電事業者の託送供給等約款に従うものとする。
- 2 計量に関して甲乙間で疑義が生じた場合、甲および乙は事実関係等を一般送配電事業者を確認するものとする。なお、当該事実関係等の確認に関して、計量器の検査等のために一般送配電事業者が甲の需要場所に立ち入る必要がある場合は、甲は立ち入りおよび検査等を承諾し、協力するものとする。

第9条（契約種別）

甲乙間の電気の需給に係る契約種別（以下「契約種別」という。）は次のとおりとし、供給電圧、供給電気方式、負荷設備および電気の使用用途等にもとづき、1 需要場所ごとに1 契約種別を適用するものとする。ただし、1 需要場所で、低圧電灯または低圧定額電灯と低圧電力とをあわせて適用する場合または甲乙間で特別に合意した場合はこの限りではない。

契約種別	低圧電灯
	低圧電力
	低圧定額電灯

第10条（電気料金）

甲乙間の電気の需給に係る料金（以下「電気料金」という。）は、以下に定めるとおりとする。

- 1 契約種別が低圧電灯または低圧電力の場合
電気料金は、以下の基本料金と電力量料金を合計した金額に消費税等相当額を加算した金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。
 - (1) 基本料金は、1月あたり、本契約本文記載の基本料金単価に契約電流または契約容量もしくは契約電力を乗じた金額とし、需給開始日以降適用する。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とする。また、需給開始日が一般送配電事業者の送電サービス料金の算定期間の初日でない場合および需給廃止日の前日が一般送配電事業者の送電サービス料金の算定期間の末日でない場合、それぞれ需給開始日から当該算定期間の末日までの期間および需給廃止日の前日が属する当該算定期間の初日から需給廃止日の前日までの期間に相当する日数分とする。なお、力率割引または割増は適用しない。
 - (2) 電力量料金は、1月あたり、本契約本文記載の電力量料金単価に使用電力量を乗じた金額とする。なお、電力量料金は、添付の燃料費調整によって算定する燃料費調整額を加えたものまたは差し引いたものとする。
- 2 契約種別が低圧定額電灯の場合
電気料金は、1月あたり、本契約本文記載の定額料金の金額に消費税等相当額を加算した金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、需給開始日以降適用する。ただし、需給開始日が一般送配電事業者の送電サービス料金の算定期間の初日でない場合および需給廃止日の前日が一般送配電事業者の送電サービス料金の算定期間の末日でない場合、それぞれ需給開始日から当該算定期間の末日までの期間および需給廃止日の前日が属する当該算定期間の初日から需給廃止日の前日までの期間に相当する日数分とする。なお、定額料金は、添付の燃料費調整によって算定する燃料費調整額を加えたものまたは差し引いたものとする。
- 3 契約電流、契約容量、契約電力等の変更により電気料金に変更があった場合は、基本料金、定額料金について日割計算を行うものとする。なお、変更後の電気料金は変更日から適用するものとする。

第11条（料金支払）

- 1 乙は、電気料金を、一般送配電事業者の送電サービス料金の料金算定日ごと、かつ、需要場所ごとに、各料金算定日から原則として4営業日以内に算定し、甲の需要場所ごとの使

用電力量および前条の定めに従い算定した当該月の電気料金に関する情報を記載した請求書を、各料金算定日から原則として6営業日以内に甲に通知する。

- 2 甲は、前項の定めに従って乙が通知した請求書にもとづき、毎月25日（以下「支払日」という。）までに当該月の電気料金を乙の指定口座へ振込にて支払うものとする。ただし、当該支払日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の前営業日を支払日とする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。
- 3 前項の定めに従い、甲の支払いがなされない場合は、乙は甲に対し直ちに再請求を行い、甲は支払日の翌日から支払い済みまで年率10パーセントの利息を付して直ちに乙に支払うものとする。
- 4 乙の通知する請求書に誤りがあり、甲が振込を行った場合は、乙は年率10パーセントの利息を付して当該超過金を甲に返還する。
- 5 甲は、本条第1項の定めに従い乙が甲に通知した需要場所ごとの使用電力量、電気料金に関する情報に異議がある場合は、請求書の通知後原則として10日以内に乙に対して異議を申し立て、両者その内容につき誠心誠意協議し、解決に努めるものとする。

第12条（超過使用）

- 1 技術上、経済上の特別な事情によって契約容量または契約電力を甲乙間で合意した値とした場合で、甲が契約容量または契約電力を超えて電力を使用したときは、乙は契約容量または契約電力を、甲乙協議のうえ、適正な契約容量または契約電力に変更することができる。
- 2 本条第1項に定める場合で、適正な契約容量または契約電力への変更に関する甲乙の協議が整わないときは、乙は甲が本基本契約条件第6条に違反したことを理由に本基本契約条件第2.2条第1項の定めにより本契約を解約することができる。

第13条（託送供給等にともなう協力）

- 1 甲は、一般送配電事業者の託送供給等約款上の需要者として、託送供給等約款を遵守するものとする。
- 2 甲は、接続供給の実施に必要な甲の情報を、乙が一般送配電事業者に提供することを承諾するものとする。また、甲は、一般送配電事業者が必要とする場合には、一般送配電事業者所定の様式の承諾書等を乙または一般送配電事業者に提出し、一般送配電事業者所定の様式の申合書等を一般送配電事業者と締結するものとする。
- 3 甲は、電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守し、技術的に適当と認められる方法によって連系するものとする。
- 4 甲は、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合には、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとする。また、甲は、保安等のために必要とする電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。
- 5 甲は、一般送配電事業者が接続供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に協力するものとする。
- 6 甲は、一般送配電事業者が系統運用上の制約その他によって甲または乙に給電指令を行う場合、当該給電指令に従うものとする。
- 7 甲は、進相用コンデンサを取り付ける等、供給地点における力率を一般送配電事業者が託送供給等約款に定める値以上に保持するものとする。また、甲は、進相用コンデンサを開放する等、軽負荷時の力率が進み力率とならないように協力するものとする。なお、一般送配電事業者が技術上必要とする場合には、甲は、進相用コンデンサの開閉および接続する進相用コンデンサ容量に関して、一般送配電事業者と協議するものとする。
- 8 甲は、乙の責によらず本項各号に規定する原因により第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を甲の需要場所内に施設しなければならない。
 - (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

- (5) その他(1)、(2)、(3)または(4)に準ずる場合
- 9 前項が適用される場合で、特に必要があり一般送配電事業者が供給設備の変更または専用供給設備の施設を行う場合には、甲は当該費用を負担しなければならない。
- 10 甲が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、本条第8項および第9項に準ずるものとする。
- 11 甲は、甲乙間の電気の需給に係る接続供給のために、一般送配電事業者が甲の需要場所に、引込線、接続装置、変圧器等の供給設備ならびに通信設備等を施設する場合および計量器、その付属装置および区分装置等を取り付ける場合には、その施設場所または取付場所を一般送配電事業者は無償で提供等するものとする。
- 12 甲は、次の場合には、すみやかに一般送配電事業者または一般送配電事業者の指定する者にその旨を通知するものとする。
- (1) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) 甲の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
 - (3) 甲が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合および物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合
 - (4) 甲が、電気工作物(自家用電気工作物を除く。)の変更の工事を行った場合で、その工事が完成したとき

第14条(立入検査)

乙は、自らまたは一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する者をして、以下に規定する目的のため、甲の承諾を得て甲の需要場所に立ち入ることができる。この場合には、正当な理由がない限り、甲は乙または一般送配電事業者等の立ち入りに対して承諾を拒むことはできない。なお、甲の求めに応じ、乙または一般送配電事業者等は所定の証明書を提示するものとする。

- (1) 一般送配電事業者の供給設備または計量器等の電気工作物の設計、施工、改修、確認または検査
- (2) 電気の保安上必要な甲の電気工作物の検査、確認等または法令にもとづく甲の電気工作物(自家用電気工作物を除く。)の調査
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要、甲の電気機器の試験、契約負荷設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または甲の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 接続供給の停止または本契約もしくは接続供給契約の廃止もしくは解約・解除に必要な処置
- (6) 本契約または接続供給契約の成立、変更もしくは終了等のために必要な業務

第15条(接続供給の停止)

1 甲および乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止できることを確認する。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- (2) 甲が甲の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (3) 甲が託送供給等約款の規定に反して、一般送配電事業者の供給設備と甲の電気設備との接続を行った場合
- (4) その他、甲が託送供給等約款上の需要者としての義務に違反した場合

2 甲および乙は、甲が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者または乙がその旨を甲に警告しても甲が改めない場合には、一般送配電事業者が甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止できることを確認する。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合
- (2) 甲が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- (3) 甲が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- (4) 契約種別が低圧電力の場合で、甲が変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器

を使用した場合

- (5) 甲が電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたがわず、または、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守しない場合
 - (6) 甲が一般送配電事業者の給電指令にしがたがない場合
 - (7) 甲が前条の規定に反して、乙または一般送配電事業者等の立ち入りを正当な理由なく拒否した場合
 - (8) 甲が第13条第8項ないし第10項の規定に反して、必要となる措置を講じない場合
- 3 本条第1項または第2項にもとづき、一般送配電事業者が甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止した場合で、甲がその理由となった事実を解消し、かつその事実に伴い一般送配電事業者または乙に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、乙は一般送配電事業者と協議し、甲乙間の電気の需給に係る接続供給を再開するものとする。
- 4 一般送配電事業者が本条第1項または第2項によって甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止した場合には、甲は、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、電気料金を算定するものとする。

第16条（給電指令等）

- 1 乙は次のいずれかに該当する場合には、甲への電気の供給を全部もしくは一部制限し、または全部もしくは一部中止することができる。
 - (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合で、一般送配電事業者が給電指令等を行うとき
 - (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合で、一般送配電事業者が給電指令等を行うとき
 - (3) その他電気の需給上または保安上、一般送配電事業者が必要とする場合で、一般送配電事業者が給電指令等を行うとき
 - (4) 非常変災の場合
- 2 前項の場合には、乙から、または一般送配電事業者を通じて、予めその旨を甲に対して通知するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではない。
- 3 本条第1項にともなう電気料金の減額は行わないものとする。

第17条（免責）

- 1 一般送配電事業者により甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止され、または甲が乙からの電気の供給を制限もしくは中止された場合で、それが乙の責に帰すべき事由によらない場合（一般送配電事業者の責に帰すべき事由による場合を含む。）、乙は甲が受けた損害に対して賠償の責めを負わない。
- 2 一般送配電事業者により甲乙間の電気の需給に係る接続供給を停止され、または甲が乙からの電気の供給を制限もしくは中止された場合で、それが乙の責に帰すべき事由による場合、乙は賠償の責めを負う。なお、いかなる場合であっても、乙は、間接損害、得べかりし利益等については賠償の責任を負わない。
- 3 乙が、本契約の定めに従い本契約を解約した場合（乙の責に帰すべき事由がある場合を除く。）には、乙は当該解約により甲の受けた損害を賠償する責めを負わない。
- 4 甲が、本契約の定めに従い本契約を解約した場合（甲の責に帰すべき事由がある場合を除く。）には、甲は当該解約により乙の受けた損害を賠償する責めを負わない。
- 5 乙に故意または過失がある場合を除き、乙は甲が漏電その他の事故により受けた損害を賠償する責めを負わない。

第18条（違約金補填）

- 1 甲が次のいずれかの不正な使用に該当した場合で、そのために乙が一般送配電事業者より違約金の支払いを請求されたときは、甲は当該請求金額を乙に支払うものとする。なお、本条に定める甲の支払義務は、本契約の終了後といえども免れないものとする。
 - (1) 甲が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
 - (2) 甲が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - (3) 契約種別が低圧電力の場合で、甲が変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合

- 2 前項の違約金は、一般送配電事業者の託送供給等約款において適正な供給条件にもとづき算定された金額と不正な使用にもとづき算定された金額との差額の3倍に相当する金額とする。

第19条（設備の賠償）

甲が故意または過失によって、甲の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合で、乙が一般送配電事業者よりその設備についての賠償請求を受けたときは、甲は当該金額を乙に賠償するものとする。

第20条（費用補填）

- 1 本契約期間中、終了後を問わず、甲の責により乙が一般送配電事業者に対し負うに至った支払債務については、甲がその全額を乙の請求があり次第すみやかに乙に支払うものとする。
- 2 甲に関して生じた託送供給等約款上の料金および工事費の精算、工事費負担金、臨時工事費、実費等の金銭債務について、乙が一般送配電事業者よりその支払いを請求された場合には、甲は当該請求金額を乙の請求があり次第すみやかに乙に支払うものとする。
- 3 乙が、甲乙間の電気の需給に係る接続供給のために、付帯設備（甲の需要場所に施設される一般送配電事業者の供給設備を支持または収納する工作物および一般送配電事業者の供給設備の施設上必要な甲の建物に付合する設備をいう。）、引込口配線、引込小柱等の補助支持物、甲の希望により多額の費用を要する等特別の工事を必要とする地中引込線、地中引込線の施設上必要な付帯設備、甲の希望により施設する計量器の付属装置、多額の費用を要する変成器の2次配線等を乙の負担で施設した場合、甲は、乙が負担した全額を乙の請求があり次第すみやかに乙に支払うものとする。

第21条（守秘義務）

甲および乙は、本契約に関連して取得した相手方に帰属する知識・情報・技術および本契約の内容（以下「本秘密情報」という。）を相手方からの事前の書面による同意無しに第三者に開示もしくは漏洩し、または本契約の目的の実行以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示された時点で既に公知であったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた者の義務違反によらずに公知になったもの
 - (3) 相手方から開示された時点で開示を受けた者が既に保有していたもの
 - (4) 開示を受けた者が、正当な権限を有する第三者から、秘密保持または流用禁止等の義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (5) 開示を受けた者が、本秘密情報によることなく独自に開発したもの
 - (6) 法律その他により開示を強制されたもの
- なお、本条に定める守秘義務は、本契約の終了後といえども存続するものとする。

第22条（債務不履行等）

- 1 甲および乙は、相手方が本契約上の義務を履行しない場合には、当該相手方に対し書面で催告を行うものとする。なお、当該催告を行った者は、催告を受けた相手方が当該催告後15日以内に当該義務を履行しない場合、本契約の全部または一部を解除し、それによって生じる損害賠償を請求することができる。ただし、甲または乙の責に帰すべき事由により、相手方が一般送配電事業者との接続供給契約を維持できなくなる場合には、相手方は直ちに本契約を解除できる。
- 2 甲および乙は、相手方が以下の状態に陥った場合、またはこれらの状況に陥るおそれがある場合、本契約の全部または一部を解除し、それによって生じた損害賠償を当該相手方に請求することができる。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合
 - (2) 仮差押、仮処分等の申立を受けた場合
 - (3) 支払停止の状態に陥った場合
 - (4) 手形不渡り処分を受けた場合
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

第23条（有効期間）

- 1 本契約は、本契約の定めに従い別途解約または解除される場合を除き、本契約締結日から本契約本文記載の需給期間満了の日まで有効とする。ただし、当該需給期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない限り、本契約は、需給期間満了の翌日を始期として更に一年間、同一条件にて更新されるものとし、以後、同様とする。
- 2 甲または乙が本契約の解約を希望する場合は、予め本契約解約希望日を定めて、3ヶ月前までに相手方に書面により通知することにより、本契約の解約ができるものとする。ただし、甲からの解約希望の場合、乙は甲本人の意思にもとづくものであるかを適切な方法にて確認する場合がある。乙による意思確認の結果、乙が甲本人の意思かどうか確認できない、あるいは不明であると客観的合理的に考える場合には、乙は解約希望日に解約を認めないことができる。なお、本契約の解約日は乙と一般送配電事業者との協議により定められた接続供給契約の解約日とする。
- 3 甲または乙が本契約の変更を希望する場合は、予め本契約変更希望日を定めて、3ヶ月前までに相手方に書面により通知し、かつ、相手方の書面による同意を得ることにより、本契約の変更ができるものとする。なお、本契約の変更日は乙と一般送配電事業者との協議により定められた接続供給契約の変更日とする。
- 4 甲は、本契約の締結により、甲または乙による本契約の解約によって解約日以降は乙による電気の供給が止まること、および、その場合、甲には一般送配電事業者へ最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込む方法があることを理解したものとする。

第24条（料金の精算）

- 1 甲が契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って減少契約電流分、減少契約容量分または減少契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を甲は乙に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電流、契約容量または契約電力の減少分と残余分の比であん分したものとする。
- 2 甲が契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を甲は乙に支払うものとする。
- 3 甲が契約電流、契約容量または契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の電気料金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）について、遡って増加契約電流分、増加契約容量分または増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、当該割増額を甲は乙に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電流、契約容量または契約電力の増加分と既設定分の比であん分したものとする。
- 4 本条第1項ないし第3項により生じた甲の債務は、本契約の変更日または解約日に乙に支払うものとする。ただし、甲乙間で別途、書面にて合意した場合はこの限りではない。

第25条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、予め相手方の書面による同意なき限り、本契約に定める権利、義務の一部または全部を第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとする。

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、相手方に対し、本契約締結日において、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲および乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲または乙が、前項の定めにより、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わない。

- 4 本条第2項の定めにより甲または乙が本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責を負う。

第27条（管轄裁判所）

本契約に関連する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを甲および乙は予め合意する。

第28条（その他）

本契約（本基本契約条件も含む。）に定めのない事項に関しては、甲乙間で都度誠心誠意協議の上、解決するものとする。

以上

そ の 他 添 付 書 類

I 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

平均燃料価格は、原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格を意味し、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とする。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入する。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times 2 \text{の基準単価} \div 1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \times 2 \text{の基準単価} \div 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとする。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定するものとする。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとする。なお、

基準単価は消費税等相当額を含まないものとする。

	基準単価（税抜）
	1キロワット時につき
契約種別が低圧定額電灯以外るとき	21銭1厘
契約種別が低圧定額電灯るとき	別途定めるものとする

II 料金区分

電力量料金の季節区分は、次のとおりとする。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間を指す。

(2) 他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間を指す。

以上